

## 6 大気汚染防止対策

### (1) 届出

#### 【根 拠】

大 気 汚 染 防 止 法 …第6条第1項、第8条第1項、第17条の5第1項、第17条の7第1項、第18条第1項、第18条第3項、第18条の6第1項、第18条の6第3項、第18条の17、第18条の28第1項、第18条の30第1項、第27条第2項 等

県民の生活環境の保全等に関する条例…第7条第1項、第7条第2項、第9条第1項、第9条第2項、第28条第1項、第30条第1項 等

#### 【届出件数】

表 1-16 大気関係届出件数（令和5年度）

#### [大気汚染防止法]

対象施設	届出種類	件 数
ばい煙 発生施設	使用	0
	設置	11
	構造等変更	5
	使用廃止	20
	氏名変更	31
	承継	1
一般粉じん 発生施設	使用	0
	設置	3
	構造等変更	0
	使用廃止	11
	氏名変更	11
	承継	0
揮発性有機化 合物排出施設	使用	0
	設置	0
	構造等変更	1
	使用廃止	0
	氏名変更	5
	承継	0
水銀排出施設	使用	0
	設置	0
	構造等変更	0
	使用廃止	0
	氏名変更	1
	承継	0
特定粉じん 排出等作業	実施	28
27条3項 通知	設置廃止等	10
	承継氏名変更	20
合計		158

#### [県民の生活環境の保全等に関する条例]

対象施設	届出種類	件 数
ばい煙 発生施設	使用	0
	設置	6
	構造等変更	7
	使用廃止	13
	氏名変更	24
	承継	1
粉じん 発生施設	使用	0
	設置	13
	構造等変更	10
	使用廃止	14
	氏名変更	22
	承継	1
炭化水素系 物質発生 施設	使用	0
	設置	2
	変更	0
	使用廃止	1
	氏名変更	2
	承継	0
大気 指定工場	使用	0
	設置	0
	変更	9
	使用廃止	0
	氏名変更	12
	承継	0
合計		137

(注) 大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設の届出はない。

【該当施設数】

表 1-17 大気汚染防止法及び電気事業法のばい煙発生施設数

施設 番号	ばい煙発生施設	大気汚染防止法施設数		電気事業法施設数	
			うち旧豊田市		うち旧豊田市
1	ボ イ ラ ー	463	423	0	0
2	ガス発生炉・加熱炉	1	1	0	0
5	溶 解 炉	47	47	0	0
6	金 属 加 熱 炉	163	152	0	0
10	直 火 炉	1	1	0	0
11	乾 燥 炉	72	70	0	0
13	廃 棄 物 焼 却 炉	10	9	0	0
24	鉛 溶 解 炉	1	1	0	0
29	ガ ス タ ー ビ ン	7	7	50	48
30	デ ィ ー ゼ ル 機 関	12	12	110	96
31	ガ ス 機 関	0	0	20	18
合 計		777	723	180	162
対 象 事 業 所 数		140	118	101 (30)	89 (27)

(注) ( ) 内は、大気汚染防止法に係る事業場数と重複する。

(令和6年3月31日現在)

表 1-18 大気汚染防止法の粉じん発生施設数

大気汚染防止法施行令第 3 条、第 3 条の 2（昭和 43 年 11 月 30 日政令第 329 号、最終改正令和 3 年 9 月 29 日政令第 275 号）

施設番号・粉じん発生施設		施設数	うち旧豊田市	
一般粉じん発生施設	2	堆 積 場	36	30
	3	ベルトコンベア・バケツコンベア	245	217
	4	破 碎 機 ・ 塵 碎 機	26	17
	5	ふ る い	13	9
	合 計		320	273
特定粉じん発生施設		0	0	

（令和 6 年 3 月 31 日現在）

表 1-19 大気汚染防止法の揮発性有機化合物排出施設数

大気汚染防止法施行令第 2 条の 3（昭和 43 年 11 月 30 日政令第 329 号、最終改正令和 3 年 9 月 29 日政令第 275 号）

施設番号・発生施設		施設数
2	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	38
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設	11
合 計		49
対 象 事 業 場 数		6

（令和 6 年 3 月 31 日現在）

表 1-20 県民の生活環境の保全等に関する条例のばい煙発生施設等

県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則第 4 条、第 5 条、第 6 条（平成 15 年 8 月 22 日愛知県規則第 87 号、最終改正令和 5 年 3 月 22 日愛知県規則第 4 号）

特 定 施 設	施 設 数
ば い 煙 発 生 施 設	541
粉 じ ん 発 生 施 設	1,000
炭 化 水 素 系 物 質 発 生 施 設	26

（令和 6 年 3 月 31 日現在）

## (2) 立入検査

### 【根 拠】

- ・ 大気汚染防止法第 26 条「報告及び検査」
- ・ 県民の生活環境の保全等に関する条例第 104 条「報告及び検査」

### 【調査概要】

- ・ 届出内容の確認、運転及び管理状況の確認・指導
- ・ 使用燃料の確認及びばい煙発生施設に係る自主測定結果の確認・指導
- ・ 特定粉じん排出等作業に係る飛散防止措置の確認・指導
- ・ 石綿含有事前調査実施確認のための確認・指導
- ・ 令和 5 年度立入事業所件数 延べ 284 件

### 【調査結果】

表 1-21 大気汚染防止のための立入事業所件数（令和 5 年度）

立入調査の種類	件数	調査概要
法令に基づく調査	83	大防法又は県条例対象のばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、粉じん発生施設への立入検査
特定粉じん排出等作業の事前確認調査	22	特定粉じん排出等作業実施届出書に基づく粉じんの飛散防止措置の確認
建設リサイクル法に関する全国一斉パトロール	8	建設行政部局等と連携したパトロール、建築物の解体工事現場等における大気汚染防止法の遵守状況の確認
解体等作業場への立入検査	171	建築物の解体工事現場等で石綿含有事前調査や掲示、作業方法等の確認
その他	0	上記に該当しない確認

表 1-22 行政処分等の実施件数

	件数
停止命令、改善命令	0
改善勧告	0
文書による指導	0

### (3) 大気汚染物質排出量総合調査

#### 【調査概要】

市内のばい煙発生施設を対象に、前年度の燃原料の使用実態や設置者によるばい煙測定結果等を調査し、本市の大気汚染物質の年間総排出量を推計します。

#### 【調査結果】

調査年度は、その前年度の使用実態を示します。過去5年間と比較すると、硫黄酸化物は横ばい、窒素酸化物及びばいじんは減少傾向です。

表 1-23 大気汚染物質排出量総合調査結果

(単位：千トン)

調査年度	硫黄酸化物 (SO <sub>2</sub> 換算)	窒素酸化物 (NO <sub>2</sub> 換算)	ばいじん
平成 17 年度	0.616	1.360	0.158
平成 18 年度	0.496	1.201	0.154
平成 19 年度	0.391	1.012	0.134
平成 20 年度	0.347	0.876	0.162
平成 21 年度※	0.249	0.792	0.162
平成 22 年度	0.281	0.790	0.126
平成 23 年度	0.250	0.852	0.129
平成 24 年度※	0.179	0.797	0.108
平成 25 年度	0.192	0.754	0.092
平成 26 年度※	0.261	0.714	0.082
平成 29 年度※	0.137	0.524	0.046
令和 2 年度※	0.120	0.316	0.031

※環境省調査結果のため、県条例対象施設を除く。



図 1-11 排出量調査経年変化

#### (4) 光化学スモッグ及び微小粒子状物質 (PM2.5) 緊急時対策

##### 【根 拠】

- ・ 大気汚染防止法第 23 条「緊急時の措置」
- ・ 愛知県光化学スモッグ緊急時対策要綱
- ・ 豊田市光化学スモッグ緊急時対策実施要綱
- ・ 愛知県微小粒子状物質 (PM2.5) に係る注意喚起実施要綱
- ・ 豊田市微小粒子状物質注意喚起実施要綱

##### 【発令状況】

- ・ 令和 5 年度は、豊田区域 (旧豊田市及び旧藤岡町) における光化学スモッグ予報の発令が 2 回、注意報の発令が 1 回ありました。また、豊田市を含む西三河区域における PM2.5 注意喚起情報の発令はありませんでした。
- ・ 市内における光化学スモッグによる健康被害の届出及び PM2.5 に関する健康相談はありませんでした。

表 1-24 光化学スモッグ及び PM2.5 注意喚起情報発令状況

年度	S59	H6	H10	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
注 意 報 発 令 回 数	0	1	1	1	0	1	1	5	3	4	0	1
予 報 発 令 回 数	2	0	0	0	3	6	3	8	7	5	5	4
発 令 日 数	2	1	1	1	3	6	3	8	7	7	5	4
PM2.5 注意 喚 起 情 報	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
注 意 報 発 令 回 数	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1
予 報 発 令 回 数	3	1	0	2	1	1	2	2	0	0	0	2
発 令 日 数	3	1	0	2	1	1	2	2	0	0	0	2
PM2.5 注意 喚 起 情 報	—	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※平成 19 年 7 月 27 日より、対象区域が、旧豊田市から旧豊田市及び旧藤岡町に拡大しました。

【参考資料】

ア 大気汚染防止法と県民の生活環境の保全等に関する条例の相違点（令和6年3月31日現在）

表 1-25 ばい煙発生施設の規制対象物質

物 質 名		法	県条例
硫黄酸化物		○	○
ばいじん		○	○
有 害 物 質	窒素酸化物	○	注 1
	カドミウム及びその化合物	○	○
	塩素	○	○
	塩化水素		○
	ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	○	○
	鉛及びその化合物	○	○
	ベンゼン	注 2, 注 3	○
	硫化水素	—	○
	二硫化炭素	—	○
	シアン及びその化合物	—	○
	ホルムアルデヒド	注 2	○
	トルエン	注 2	○
	キシレン	—	○
	ノルマルヘキサン	—	○
	シクロヘキサン	—	○
	メチルアルコール	—	○
	酢酸エチルエステル	—	○
	酢酸ブチルエステル	—	○
	メチルエチルケトン	—	○
	トリクロロエチレン	注 2, 注 3	○
テトラクロロエチレン	注 2, 注 3	○	
ジクロロメタン	注 2	○	
アクリロニトリル	注 2	○	
酸化エチレン	注 2	○	
合 計		7	25

注 1) 「愛知県窒素酸化物総合対策推進要綱」を適用  
(H18. 4. 1から「愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱」施行)

注 2) 有害大気汚染物質のうち優先取組物質

注 3) 有害大気汚染物質のうち指定物質（指定物質抑制基準を適用）

表 1-26 ばい煙発生施設に係る豊田市域の規制適用状況

	硫 黄 酸 化 物		ばい じん	窒素 酸化物	有害 物質
	K値規制	総量規制			
法	○ (旧豊田市：K=9.0 旧町村：K=17.5)	× <sup>注1</sup>	○	○	○
県条例	○ (旧豊田市：K=9.0 旧町村：K=17.5)	○ <sup>注2</sup> (旧豊田市のみ 適用)	○	× <sup>注3</sup>	○

注1) 名古屋地域、衣浦地域のみ適用

注2) 三河山間部を除く県域すべてに適用

注3) 「愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱（H18. 4. 1 施行）」を適用

表 1-27 県条例対象の粉じん発生施設について

区 分	条 例 対 象 施 設
対象施設の 横 だ し	鉱物等の堆積場、粉碎機・研磨機等、打綿機及び混打綿機、チップパー及び碎木機、吹付け塗装機
対象規模の す そ 出 し	(1) コークス炉・・・原料の処理能力 20 トン/日以上（法は、50 トン/日以上） (2) 堆積場・・・面積 500 m <sup>2</sup> 以上（法は、1,000 m <sup>2</sup> 以上） (3) ベルトコンベア・・・ベルトの幅 50cm 以上（法は、75cm 以上） (4) バケットコンベア・・・バケット内容積 0.01 m <sup>3</sup> 以上（法は、0.03 m <sup>3</sup> 以上） (5) 破碎機及び摩砕機・・・原動機の定格出力 15kW 以上（法は、75kW 以上）



イ 規制の概要等

表 1-28 規制の概要について

規制物質		物質の例	発生形態	発生施設	規制基準等	規制措置等
ばい煙	硫黄酸化物	SO <sub>2</sub> 、SO <sub>3</sub>	物の燃焼	ばい煙発生施設	[排出基準] K値規制、総量規制、 燃料使用基準	改善命令 直罰など
	ばいじん	すす 等	同上又は 熱源としての 電気の使用	同上	[排出基準] 濃度規制	同上
	有害物質	NO <sub>x</sub> 、Cd、 Pb、HF、 Cl <sub>2</sub> 、HCl 等	物の燃焼、 合成、分解、 加圧等（機 械的処理を 除く）	同上	[排出基準] 濃度規制 NO <sub>x</sub> については、総量 規制基準もある。	同上
	特定有害物質	(未指定)	物の燃焼	同上	[排出基準] K値規制	同上
水銀	水銀	水銀	同上	水銀排出施設	[排出基準] 濃度規制	改善命令な ど
揮発性有機化合物	揮発性有機化合物	トルエン、 キシレン、 1,3,5-トリ メチルベン ゼン等	塗装、接着、 印刷、工業 用洗浄等	揮発性有機 化合物排出 施設	[排出基準] 濃度規制	同上
粉じん	一般粉じん	セメント粉、 石灰粉 等	物の粉碎、 選別、堆積 等機械的処 理	一般粉じん 発生施設	[構造・使用・管理 の基準]	基準適合命 令
	特定粉じん	石綿 (アスベスト)	解綿、切断、 研磨等	特定粉じん 発生施設	[敷地境界基準] 敷地境界線における 濃度基準	改善命令
	特定粉じん排出等作業	石綿 (アスベスト)	建築物の解 体等	特定工事	[作業基準]	作業基準適 合命令等
有害大気汚染物質のうち指定物質	ベンゼン、 トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン	乾燥、混合、 蒸留、洗浄、 貯蔵、反応 施設等	指定物質排 出施設	[指定物質抑制基 準] 濃度基準	排出又は飛 散の抑制勧 告	
自動車排出ガス	CO、HC、 Pb、NO <sub>x</sub> 、 粒子状物質	自動車の運 行	特定の自動 車	[許容限度] 道路運送車両法によ る保安基準等で確保	車両検査、 整備命令等 (他法によ る)	
特定物質	フェノール、 ピリジン 等	物の合成等 の化学的処 理中の事故	特定施設(政 令等で特定 せず)	なし	事故時の措 置命令	

表 1-29 大気汚染防止法に係る届出

対象施設	届出種類	様式	届出期限等	備 考	
ばい煙 発生施設	使用 (7条1項)	[ 第 1 ]	30 日以内	計画変更命令等 (9条) 受理日から 60 日以内	改善命令・一時停止 命令 (14条)
	設置 (6条1項) 変更 (8条1項)	[ 第 1 ] [ 第 1 ]	実施の制限 (10条1項) 60 日経過後に 着手		
	氏名変更 (11条) 使用廃止 (11条) 承継 (12条)	[ 第 4 ] [ 第 5 ] [ 第 6 ]	30 日以内		
	実施制限期間の短縮 (10条2項)				
	事故時の措置 (17条) ※特定施設含む			直ちに通報	措置命令 (17条第3項)
水銀 発生施設	使用 (18条の29)	[ 第 3 の 6 ]	30 日以内	計画変更命令等 (18条の31) 受理日から 60 日以内	改善・一時停止勧告 (18条の34第1項) 改善・一時停止命令 (18条の34第2項)
	設置 (18条の28) 変更 (18条の30)	[ 第 3 の 6 ] [ 第 3 の 6 ]	実施の制限 (18条の32) 60 日経過後に 着手		
	氏名変更 (18条の36第2項) 使用廃止 (18条の36第2項) 承継 (18条の36第2項)	[ 第 4 ] [ 第 5 ] [ 第 6 ]	30 日以内		
	実施制限期間の短縮 (18条の36第1項)				
揮発性有機化 合物排出施設	使用 (17条の6)	[ 第 2 ]	30 日以内	計画変更命令等 (17条の8) 受理日から 60 日以内	改善命令・一時停止 命令 (17条の11)
	設置 (17条の5) 変更 (17条の7)	[ 第 2 ] [ 第 2 ]	実施の制限 (17条の9) 60 日経過後に 着手		
	氏名変更 (17条の13第2項) 使用廃止 (17条の13第2項) 承継 (17条の13第2項)	[ 第 4 ] [ 第 5 ] [ 第 6 ]	30 日以内		
	実施制限期間の短縮 (17条の13第1項)				
一般粉じん 発生施設	使用 (18条の2)	[ 第 3 ]	30 日以内		基準適合命令・一時 停止命令 (18条の4)
	設置 (18条1項) 変更 (18条3項)	[ 第 3 ] [ 第 3 ]	(設置前まで)		
	氏名変更 (18条の13第2項) 使用廃止 (18条の13第2項) 承継 (18条の13第2項)	[ 第 4 ] [ 第 5 ] [ 第 6 ]	30 日以内		
特定粉じん 発生施設	使用 (18条の7)	[ 第 3 の 2 ]	30 日以内	計画変更命令等 (18条の8) 受理日から 60 日以内	改善命令・一時停止 命令 (18条の11)
	設置 (18条の6第1項) 変更 (18条の6第3項)	[ 第 3 の 2 ] [ 第 3 の 2 ]	実施の制限 (18条の9) 60 日経過後に 着手		

	氏名変更 (18 条の 13 第 2 項) 使用廃止 (18 条の 13 第 2 項) 承継 (18 条の 13 第 2 項)	[ 第 4 ] [ 第 5 ] [ 第 6 ]	30 日以内		
	実施制限期間の短縮 (18 条の 13 第 1 項)				
特定粉じん 排出等作業	実施 (18 条の 17)	[ 第 3 の 5 ]	14 日前まで	計画変更命令 (18 条の 18) 受理日から 14 日 以内	基準適合・一時停止 命令 (18 条の 21)

(注) 特定工場 (総量規制) に係る届出については、豊田市域は適用されないため省略

表 1-30 県民の生活環境の保全等に関する条例に係る届出

対象施設	届出種類 [ 様式 ]	届出期限等	備 考	
ばい煙 発生施設	使用 (8条1項) [ 第1 ]	30日以内	計画変更命令・計画廃止 命令 (10条1項) 受理日から60日以内	改善命令・一時停止命令 (19条1項) * 基準適合命令 (24条2項) * 一時停止命令 (24条2項) [* アーク、乾燥、電気炉]
	設置 (7条1項) [ 第1 ] 変更 (9条1項) [ 第1 ]	実施の制限 (12条1項) 60日経過後に着 手		
	氏名変更 (13条1項) [ 第14 ] 使用廃止 (13条1項) [ 第15 ] 承継 (14条3項) [ 第24 ]	30日以内		
	実施の制限の期間短縮 (12条2項)			
粉じん 発生施設	使用 (8条2項) [ 第2 ]	30日以内		基準適合命令・一時停止命 令 (20条1項)
	設置 (7条2項) [ 第2 ] 変更 (9条2項) [ 第2 ]	(設置前まで)		
	氏名変更 (13条2項) [ 第16 ] 使用廃止 (13条2項) [ 第17 ] 承継 (14条3項) [ 第24 ]	30日以内		
炭化水素系 物質発生 施設	使用 (8条2項) [ 第3 ]	30日以内		基準適合命令・一時停止命 令 (20条1項)
	設置 (7条2項) [ 第3 ] 変更 (9条2項) [ 第3 ]	(設置前まで)		
	氏名変更 (13条2項) [ 第18 ] 使用廃止 (13条2項) [ 第19 ] 承継 (14条3項) [ 第24 ]	30日以内		
大気指定 工場等 (注)	使用 (29条1項) [ 第26 ]	30日以内	計画変更命令・計画廃止 命令 (31条) 受理日から60日以内	改善命令・一時停止命令 (34条1項)
	設置 (28条1項) [ 第26 ] 変更 (30条1項) [ 第26 ]	実施の制限 (32条1項) 60日経過後に着 手		
	氏名変更 (35条) [ 第28 ] 使用廃止 (35条) [ 第29 ] 承継 (35条) [ 第30 ]	30日以内		
	実施の制限の期間短縮 (32条2項)			

(注) 大気指定工場等の規制をうけるのは平成17年3月31日における豊田市地域(旧豊田市)

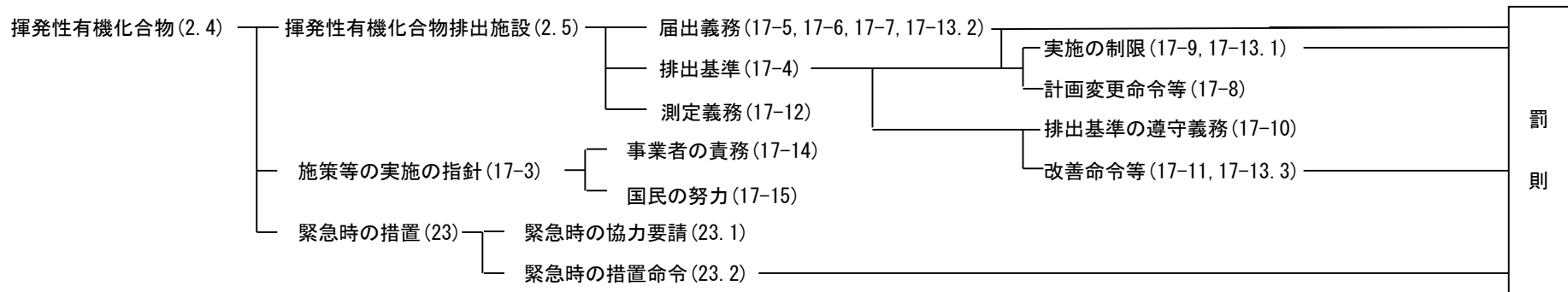
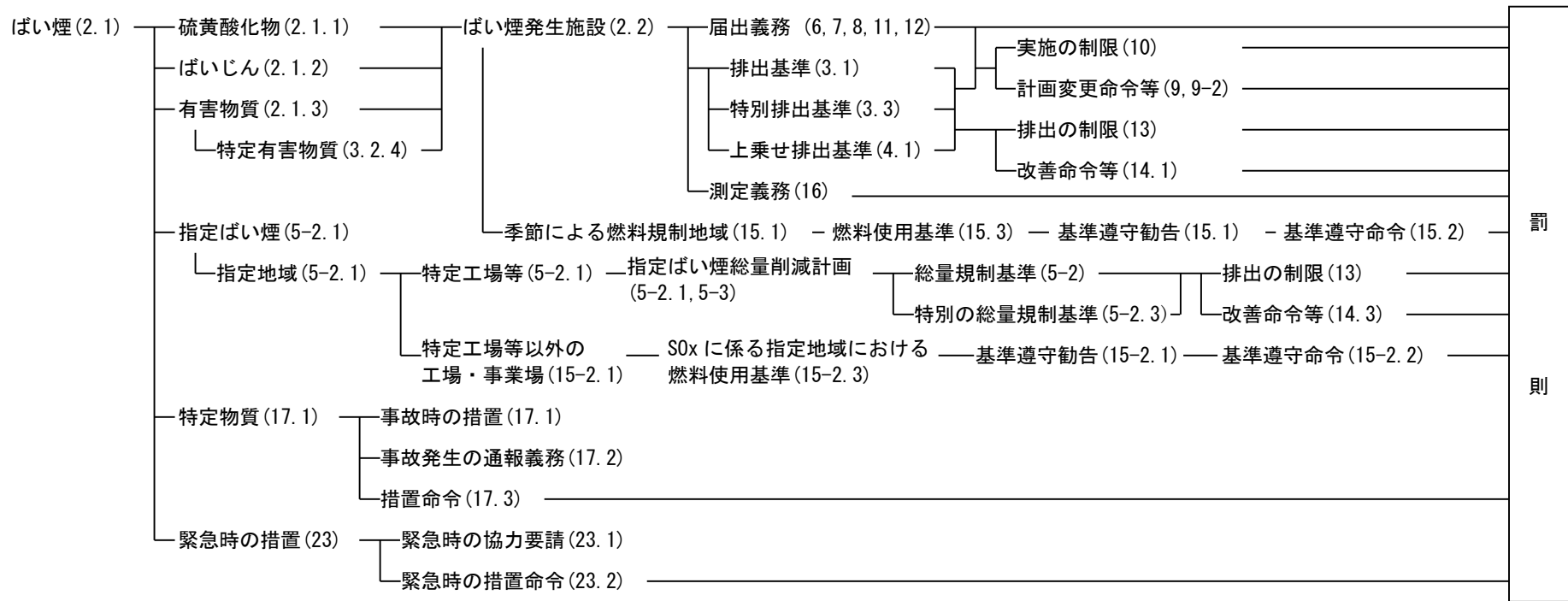


図 1-12-1 大気汚染防止法体系図 (その 1)

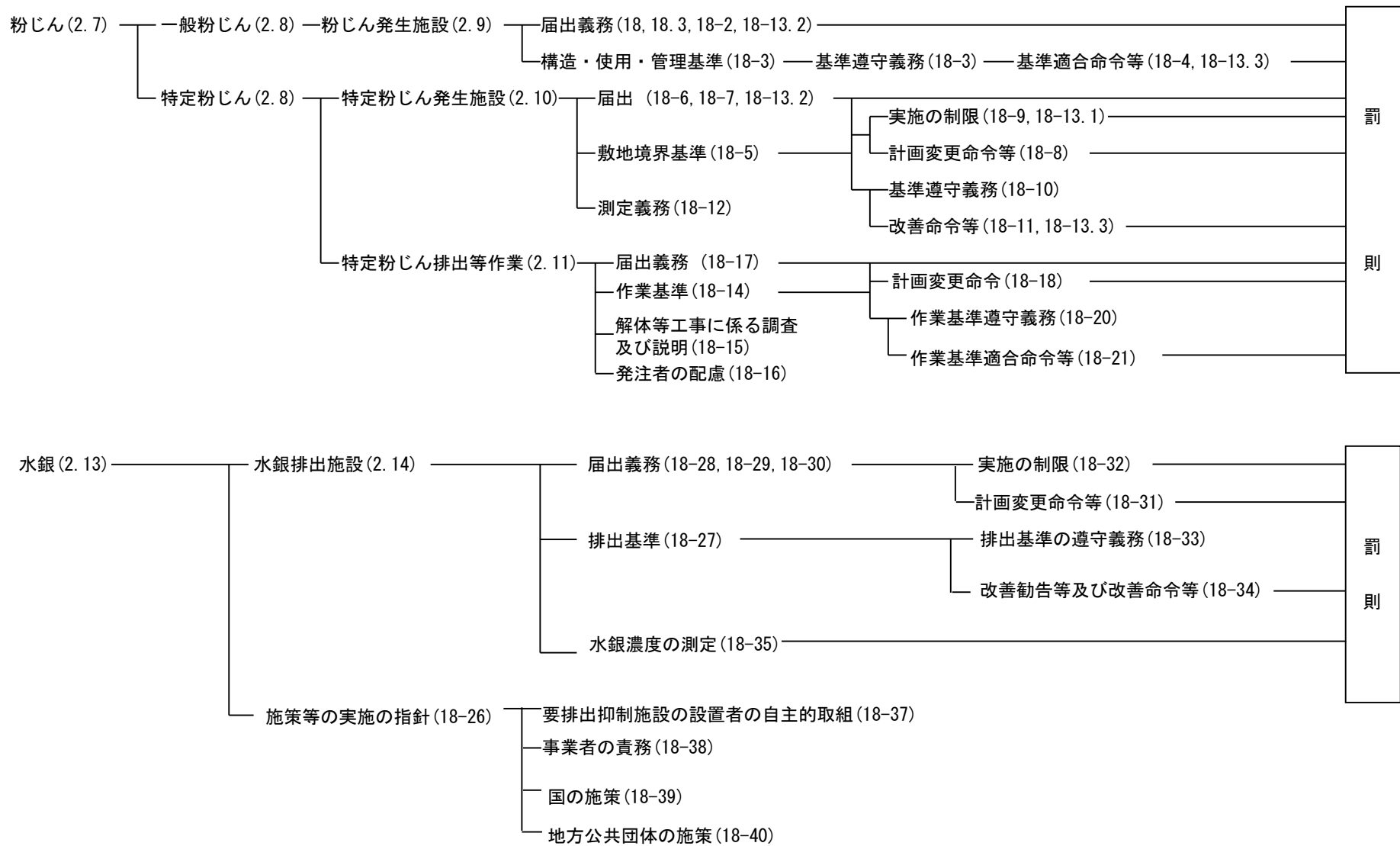


図 1-12-2 大気汚染防止法体系図 (その2)

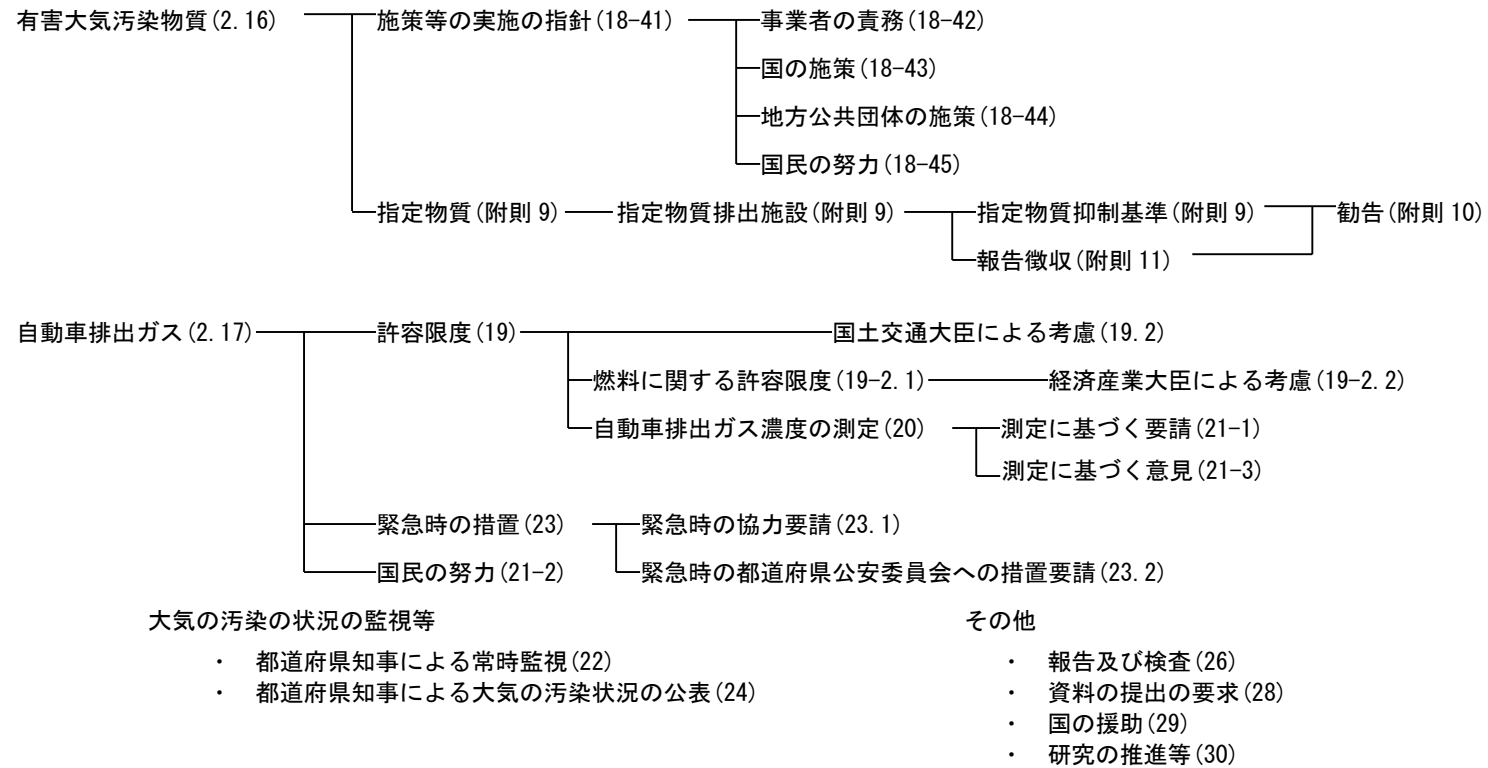


図 1-12-3 大気汚染防止法体系図 (その 3)